

地域包括ケアシステム調査特別委員会  
平成 29 年度 活動報告（最終案）

平成 30 年 3 月 2 日

## 【目次】

1	付託調査事件	1 P
2	建議理由	1 P
3	活動方針	2 P
4	委員構成	2 P
5	調査経過	3 ~ 12 P
6	まとめ	13 ~ 15 P

# 1 付託調査事件

地域包括ケアシステムに関する調査

## 2 建議理由

近年、日本の平均寿命は延び続け、急速に高齢化が進行しており、地域社会において、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加、介護家族の負担増や医療・介護業種の人材不足など多くの問題に社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっている。

こうした中で、国では、団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年（2025 年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療と介護の連携や地域ケア会議の充実、生活支援サービスの体制整備と高齢者の社会参加などを推進している。また、平成 27 年 1 月には、「認知症施策推進 5 か年計画」（オレンジプラン）に代わる新戦略として、「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が策定され、今後の認知症施策の方向性も示されている。

各自治体では、超高齢化が一段と加速するときを想定し、地域の実情や特性に合った体制を整える必要があり、本区においても、国や都の動向や方針を踏まえつつ、区全体の地域特性と各日常生活圏域別の地域特性を把握し、それぞれの圏域に応じて地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

既に、本区においては、地域包括ケアシステム構築のため、「総合事業／生活支援体制整備事業」、「医療・介護連携」、「認知症施策」、「住まいと住まい方」、「基盤整備」の 5 つの重点事業に加え、「シニア活動支援」及び「啓発・広報」を加えた 7 つの分野を重点事業として位置づけ、「板橋区版 AIP」と銘打った取組みが開始されている。

このような状況を踏まえ、議会としても、地域で暮らし続けられる仕組みとして、地域包括ケアシステムの構築に向けた調査・研究を行うこととした。

### 3 活動方針

#### 【平成 29 年度】

近年、急速に高齢化が進行しており、地域社会における一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加、介護家族の負担増や、医療・介護業種の人材不足などが問題となっている。その問題を解消するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向けて調査及び研究し、提言を行う。

### 4 委員構成

	<平成 29 年度>
委員長	小林 おとみ
副委員長	長瀬 達也
理事委員	間 中りんぺい おなだか 勝 しば 佳代子 いわい 桐子
委員	井上 温子 坂本 あずまお 大野 はるひこ 中野 くにひこ 菊田 順一

## 5 調査経過

【平成 29 年 5 月 23 日】

### ○ 議 題

#### 正副委員長等の互選について

正副委員長及び理事委員の互選を行った。

【平成 29 年 6 月 15 日】

### ○ 報告事項

#### 1 平成 28 年度 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型及び通所型サービスの実績報告について【総合事業/生活支援体制整備事業】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

＜委員意見概要＞

- ・ 事業所数の減少対策のため、介護現場で働く方の処遇改善を国に求める等、支援していくべきである。
- ・ 事業所へのアンケート調査から区独自緩和サービス事業所数が増えない要因について分析し、施設の基準等を見直すべきである。
- ・ おとしより相談センターが住民主体のサービスの利用についても理解を深められるよう、区としてサポート体制を強化すべきである。
- ・ 住民主体の通所型サービスにおいて、団体が活動しやすくなるよう、必要経費の補助対象を見直すべきである。

### ○ 議 題

#### 1 板橋区版 AIP の構築に向けた取り組みについて

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

＜委員意見概要＞

- ・ 在宅で最期を迎えたい方の希望に沿えるような支援をしていくことは、地域包括ケアシステムの目標の一つであり、医療と介護の連携は、非常に大きな課題である。在宅医療に取り組む医師の必要数に対する現状を検証する必要がある。

- ・見守り体制、相談機能の拡充に当たっては、関連部署と連携し、整備していくべきである。
- ・AIPの構築において、「本人の選択」が一番重要であることが分かるようホームページを見直すべきである。
- ・社会福祉協議会と連携し、一般介護予防において団体が補助金を利用しやすい制度となるよう整備するべきである。
- ・協議体の運営経費について、事前説明を丁寧にすべきである。
- ・個人でも協議体に参加しやすいよう開かれた環境を目指し、協議体の自主性が尊重されるよう、支えていくべきである。
- ・おとしより相談センターの圏域を見直すに当たっては、利便性の高い立地を考慮し、検討していくべきである。

## 2 次回以降の調査内容について

今後の調査内容について検討を行った。

【平成 29 年 10 月 3 日】

## ○ 議 題

### 1 認知症初期集中支援事業について【認知症施策】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

<委員意見概要>

- ・おとしより相談センターに対する認知度が低く、相談につながらないケースが多くあるため、第2層協議体の活動の中でさらなる周知を図るなど、新たな方法を検討すべきである。
- ・地域包括ケアシステムの充実という点で、認知症対策は非常に重要な課題である。今後、高齢者数の増が見込まれる中で、継続した支援が必要な事例も含めチーム員会議で扱う事例の増を見通し、早期発見・早期治療につながる体制を整備することが必要である。
- ・初期集中支援において、生活支援が弱くなりやすく、医療・介護だけでなく生きがいや生活の継続性という視点で、リンクワーカーのような取組みも検討すべきである。
- ・認知症高齢者が事故を起こした場合の救済制度について、条例を制定している他自治体等の取組みを参考に、本区においても研究すべきである。

- ・若年性認知症の方の働く場に対する需要は多く、デイサービス以外の居場所や、送迎の支援を含め、働く場の提供に注力すべきである。
- ・おとしより相談センターの利便性を図るため、圏域を見直すとともに、地域的偏在が解消されるよう努めるべきである。
- ・認知症初期集中支援チームの対応に地域格差が生じないように、さらなる連携強化をすべきである。
- ・家族や周囲の支援が得られない場合等に、権利擁護も含め、サービスにつながらないことがないように体制を整備すべきである。

## 2 在宅医療について（視察）【医療・介護連携】

調査・研究の参考に資するため、地域ケアシステムにおける在宅医療について視察を行った。その後、視察内容を踏まえ、提言に向けた検討を行った。

【視察先：公益社団法人 板橋区医師会】

<委員意見概要>

- ・在宅医療と施設入所を比べると財政的負担に大きな差があるのが現状である。本人の意思を尊重し、個々の家庭の事情に鑑み、板橋区版の在宅医療のあり方について検討していく必要がある。
- ・今後必要量の増が見込まれる在宅医療への行政としての関わり方について検証が必要である。また、在宅医療に取り組む医師、医療機関を把握し、その後の取組みを検討するにあたっては、医師会との連携が必要である。
- ・利用者が困ることがないように、医療・介護間の情報共有について行政が積極的に働きかけていく必要がある。
- ・困難事例解決のため、医療・介護だけでなく警察や交通機関等を含む様々な機関と連携する仕組みについても、積極的な検討が必要である。
- ・最期まで充実して過ごす選択肢として在宅医療があることを提示することが重要である。幅広い相談が可能な療養相談室を広く周知すべきである。
- ・医師会や医療機関と連携し、地域での住民主体の活動や協議体がつなぎ役となれるよう、社会参加のための支援をしていく必要がある。
- ・患者が転院を繰り返した場合に、かかりつけ医や地域活動に関わりのあった方との関係が切れないう、リンクワーカーのような役割も重要である。
- ・地域包括ケアシステムでは、医療と介護の連携がうたわれているが、「食べる」という点では、歯科医師の役割が重要となる。行政が医師・歯科医師・介護事業者間の情報交換のサポートを行うべきである。

- ・在宅医療資源リストは会員専用となっている。医師会、歯科医師会との関係性もあるが、情報共有できるよう行政が積極的に働きかけるべきである。

### 3 活動方針に沿った提言の検討について

活動方針を踏まえ、委員会としての提言をまとめるため、検討を行った。

<委員意見概要>

- ・認知症の方がいなくなってしまった際に、警察や東京都以外に、区も相談窓口であることをさらに周知すべきである。
- ・今後、独居や高齢者の住まいが不足することが予想される。これまでも高齢者を対象として低廉な家賃の住宅情報が提供されてきたが、今後は空き家の活用を含めて新たな住宅セーフティネット法に則した住宅施策を検討する必要がある。
- ・他自治体では、ボランティア団体等が設置する認知症カフェ等において福祉を目的とした食事提供のための指針を打ち出しているところがある。国でも住民主体のサービスや地域の支え合いに注力しており、高齢者の支援や見守りとは違った地域の支え合いの場づくりという視点からの支援の検討も必要である。

### 4 次回以降の調査内容について

今後の調査内容の確認及び検討を行った。

【平成 29 年 12 月 7 日】

## ○ 議 題

### 1 サービス付き高齢者向け住宅について（視察）【基盤整備】

調査・研究の参考に資するため、サービス付き高齢者向け住宅について視察を行った。その後、視察内容を踏まえ、提言に向けた検討を行った。

【視察先：社会福祉法人 こうほうえん】

<委員意見概要>

- ・高齢者の増加に伴い、地域の拠点となる複合型施設は重要となるため、条件により整備できる仕組みを検討し、民間と土地のあり方、施設の形態を含め、地域包括という視点でマッチングさせ、総合的な拠点づくりを進めるべきである。



- ・都営住宅を低層から高層に建て替える際の余剰部分に、高齢者向け施設や保育施設等の受け入れを都へ要望すべきである。
- ・サービス付き高齢者向け住宅は民間が整備するものではあるが、高齢者の住まいや住宅問題を考える上で、入居率や家賃相場の把握に努めるべきである。
- ・在宅で最期を迎えることを希望する方が、経済状況に関わらず安心して暮らせる住環境を整備することが重要である。家賃が高く、入居に対し課題があるサービス付き高齢者向け住宅は、家賃助成の仕組みを構築している国や都に対し、助成額の引き上げについて働きかけるべきである。
- ・行政による施設整備には限界がある。今後は、住まいの改修や食事の提供、生活支援など、自宅でサービス付き高齢者向け住宅と同様のサービスが受けられるまちを目指すべきである。
- ・区に住まいの相談に来られた方が、サービス付き高齢者向け住宅等、区内の住宅に関する情報が得られることが理想である。国、都、区の制度等、情報の一元化に努めるべきである。

## 2 独居に対する施策について【住まいと住まい方】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

### <委員意見概要>

- ・高齢者が自宅で暮らし続けられるよう、緊急通報システムや配食サービス、住宅改修などのサービスを組み合わせた利用を促進すべきである。生活相談に来られた方がこれらのサービスについて一体的に相談できるよう、各部署が連携を図るべきである。
- ・板橋区居住支援協議会において、空き家の利活用やリノベーションスクールを進め、空き家の提供者・活用者のマッチングを図り、住まいづくりにつながるよう検討すべきである。
- ・高齢化率は、同じ地域センターの管轄の中でも差があるエリアもあり、町丁目ごとに分析しながら地域包括ケアシステム構築のための政策を検討すべきである。また、検討に当たっては、高齢者の生活圏域も考慮しながら進めるべきである。
- ・介護・医療等に関する補助主体や相談窓口だけでなく、地域包括ケアシステムの概念についても、区民にわかりやすく周知すべきである。
- ・医師会・歯科医師会に所属していない病院や診療所、歯科医等の医療施設を町丁目ごとに把握したデータを医療・介護連携に生かすだけでなく、区民が活用できる方法を検討すべきである。

- ・緊急通報システム等の高齢福祉サービスを必要としている本人が知らないケースがある。学校行事や区の事業等を活用し、家族や周囲の方への周知も図るべきである。
- ・おとしより相談センターは介護が必要となって初めて相談する場所という認識の区民が多くいる。介護が必要となった際に適切な対応につなげられるよう、物忘れ等のささいなことから相談が可能であることを積極的に周知すべきである。
- ・情報提供するに当たっては、パンフレットの文字の大きさ等、高齢者にもわかりやすいよう配慮をすべきである。
- ・保険や介護、住まい等の相談・手続きがワンストップでできる仕組みを検討し、区民サービスの向上に努めるべきである。
- ・見守りについては、これまで民生委員が担ってきた部分が多くあるが、なり手の不足という課題がある。「ゆるやかご近所さん」の養成についても自治組織に頼らざるを得ない状況であり、手上げ方式ということに鑑みると全体を網羅した丁寧な仕組みづくりが重要となる。
- ・「ゆるやかご近所さん」の取組みがどのように発展しているかを区民に情報提供できる仕組みを検討し、住民自治で行う緩やかな見守りの維持・継続に生かすべきである。
- ・地域包括ケアシステムに関するパンフレットに、高齢者が巻き込まれやすいオレオレ詐欺や契約等の相談窓口である消費者センターを掲載すべきである。
- ・代理納付について、不動産業、生活保護受給者それぞれの立場を考慮し、住宅と福祉を所管する部署が意見交換を行い、制度における相互の連携を図るべきである。

### 3 老人クラブとの連携について【シニア活動支援】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

#### <委員意見概要>

- ・老人クラブは、老人クラブ自体を必要としている方が活躍できる場であることが重要である。老人クラブに加入しているか否かではなく、サークル活動や趣味活動などで活躍できることが重要である。
- ・老人クラブや町会等の住民同士の助け合い、支え合い活動に、サービス付き高齢者向け住宅のような生活支援や見守りを加え、必要な時に適切な支援ができる事業体のような仕組みを検討すべきである。
- ・高齢者の活動場所は変化してきており、時代に合わせた老人クラブの存在意義や役割を確立させるため、行政側からのアドバイスが必要である。

- ・落語や体操などの老人クラブの活動は、町会以外の組織にはあまり知られておらず、医療・介護従事者もその活動を知る機会が少ないのが現状である。老人クラブの活動を知る方が増えるよう PR すべきである。
- ・他自治体の好事例を参考に、老人クラブの運営における中心的役割の担い手育成や、高齢期ゆえの課題を解決するための具体的な支援策を検討すべきである。

#### 4 就労支援について【シニア活動支援】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

<委員意見概要>

- ・シニア世代には、高度な技術を持った優秀な人材が多いため、中小零細企業の求人に関する情報を収集し、需要に見合った求職者とのマッチングを図るべきである。
- ・生きがい就労支援は、シルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターでの仕事紹介で補ってきた部分が多く、現在の区の仕組みで補えない部分をどう整備するかが重要である。
- ・開拓求人件数は増えているが、職種の偏りや体力的な課題により就職につながらないケースも少なくない。シニア世代がスキルを生かして働ける場という視点で求人企業開拓のあり方を研究すべきである。
- ・求人企業と求職者のマッチングにおいては、働く場所がより身近であるということも重要である。職種だけでなく、就労場所という視点を加えた求人開拓を研究すべきである。
- ・シルバー人材センターは、生きがい就労や介護予防につながる就労という点で大きな役割を果たしており、会員登録等、活動を区内全域で捉えられる仕組みを検討すべきである。

#### 5 平成 29 年度活動報告（案）について

#### 6 活動方針に沿った提言の検討について

今年度の活動報告について理事会案をもとに、活動方針を踏まえ委員会としての提言をまとめるための検討を行った。

<委員意見概要>

- ・調査の過程で出された各委員の意見だけではなく、そこから抽出された課題や、課題に対する施策について次年度の調査につながるようまとめていくべきである。

## 7 次回以降の調査内容について

今後の調査内容の確認及び検討を行った。

【平成 30 年 2 月 23 日】

### ○ 報告事項

#### 「板橋区医療・介護・障がい者福祉連携MAPシステム」の運用開始について【医療・介護連携】

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

<委員意見概要>

- ・ 区民の多くは、スマートフォン等を活用し医療機関を探すことが多く、このシステムの一般公開サイトが利用されることはなかなか想定しにくく、実際は、関係者が集積されたデータを活用することが想定される。そのため、まずは関係者が使いやすいシステムとなるよう、意見を取り入れ、関係者専用サイトの充実を図るべきである。
- ・ 医療機関等の情報については、医師会や日本赤十字社、厚生労働省がオープンデータとして既に公開している情報も多く、その情報を活用すれば、データ収集のコスト削減にもつながる。活用に当たっては、個人情報や企業情報の管理を含め、公開できる情報の精査等について研究すべきである。
- ・ 地図は作ること、使うこと、活用することの3つの要素が重要である。システム完成後は、更なるメリットを引き出すため、時間的な短縮や医療施設へのアプローチ、医療情報の連携による問題の解決につながるなど、合理性を追求すべきである。
- ・ 関係者専用サイトに登録することにより医療・介護現場において相互に相談ができるようになることが理想である。医療施設等が登録に至らない理由を分析し、積極的に働きかけを行い、登録件数の増につなげるべきである。
- ・ 医療・介護連携において、生活支援や住民主体のサービスにも注目すべきであり、住民による支え合いの場や要支援・要介護、障がいのある方が通い集える場の掲載についても検討すべきである。

## ○ 議 題

### 1 板橋区版 AIP 構築に向けたロードマップについて

所管課から説明を受け、現状確認のための質疑及び提言に向けた検討を行った。

#### <委員意見概要>

- ・発行する広報紙については、掲載する内容を精査し、より区民に分かりやすい内容となるよう工夫すべきである。
- ・在宅医療を受けている人数の把握に努め、目標値を設定し、医療・介護に係る費用の削減効果額を算出し、施策の評価ができるよう検討すべきである。
- ・小中学生に対して行っている認知症サポーター養成講座は、講座を受けた子どもが大人になった際に、社会を支えていく仕組みとなる非常に意義のあるものである。他自治体でも取り組んでいる好事業であり、引き続き注力すべきである。
- ・らくらくトレーニングでは事業を再構築し、リピーターに対しては、自主グループの立ち上げを支援し、新規の方も参加しやすい環境整備に努めている。介護予防という観点で支援を強化し、可視化できない部分に対しても財源を投下することは重要であるが、併せて医療費の削減効果の検証も進めるべきである。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を営むためには、「住まい」が軸となる。板橋区版 AIP の構築に向けて、各分野における課題や目標をさらに精査し、具体的に明示すべきである。
- ・医療や介護が必要となっても住み続けることや、高齢者が新たな住まいを確保することの困難さについて、今後どのような取り組みが必要となるのかを住宅を所管する部署から問題提起をし、地域包括ケアシステムの構築に向け、検討を進めていくべきである。
- ・高齢者見守りキーホルダー配付数を増やすだけでなく、町会や自治会、商店街等にも活用方法について周知すべきである。
- ・板橋区版 AIP の構築に向け、現状の支援策だけでは板橋区に住み続けられない方に対する課題を整理し、24 時間の見守り体制の強化等、積極的な検討をすべきである。
- ・一般介護予防事業における住民主体のサービスや、訪問型サービス B については、通いの場の創出や住民の創意工夫によるプログラムの考案という手法もあり、研究を進めるべきである。
- ・協議体のあり方については、将来、地域自治組織型となり、自治体と住民グループ間の交付申請手続き等を担うことが理想とされており、住民自立型の協議体となるよう研究を進めるべきである。

- ・通所型サービス B を含め、協議体が住民主体のサービス、助け合いサービスに大きく関与していくのが理想的と言われている。住民がどのような支援を求めているかをコーディネーターが把握した上で協議体が議論し、自立型の組織を目指していくことが重要である。
- ・今後、地域包括ケアシステムの構築に向け、18 の日常生活圏域ごとに課題を抽出、分析し、より議論を深めていく必要がある。また、年齢偏在について、地域ごとや時系列で分析し、必要な対策や施設数、人員、予算等について研究を進めるべきである。
- ・国が進める計画と自治体、現場での考え方にずれが生じており、その差を明確にする必要がある。単身独居者数が多いことや、地域組織の数や施設数等の地域特性による課題を抽出し、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を検討していくべきである。

## 2 平成 29 年度活動報告（案）について

今年度の活動報告について、活動方針を踏まえ委員会としての提言をまとめるための検討を行った。

【平成 30 年 2 月 28 日】

### ○ 議 題

#### 平成 29 年度活動報告（最終案）について

今年度の活動報告について、正副委員長案をもとに内容について検討を行った。

## 6 まとめ

区は、平成 28 年 2 月に板橋区版 AIP の構築に向けた検討報告書をまとめ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてきた。本委員会が設置されて以降、7つの重点分野に沿って調査・研究を行った事例を参考とし、区の実情や地域性を勘案しながら、課題を整理し、今後区が講じるべき対応策等について検討してきた。

### 【総合事業／生活支援体制整備事業】

平成 28 年 4 月に総合事業を開始後、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行したことに伴い実施している国基準相当サービスと区独自緩和サービスにおいては、事業者の実態を把握し、施設基準の見直しや、介護現場従事者の処遇改善を国に求めるなど事業所数減少対策を講じるべきである。

また、平成 29 年 1 月から開始している住民主体サービスにおいても、おとしより相談センターと相互に理解を深められるよう区の支援を強化すべきである。

### 【医療・介護連携】

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患や複数の疾病にかかりやすく、認知症有病率や要介護認定率が高くなる。また、高齢者の急増により複数の疾患を抱えながら地域で生活する方・在宅療養を希望する患者の増加が推測され、医療と介護の切れ目ない支援体制の構築が急がれている。支援における医療・介護関係者間の情報共有は非常に重要であり、板橋区医師会が運用しているネットワークシステムを区が協働で普及させ、多職種連携の強化を図るほか、警察や交通機関等を含む様々な機関との連携についても積極的な検討が必要である。

併せて、幅広い相談が可能な療養相談室を広く周知し、事業の認知度の向上には、今後も注力すべきである。

## 【認知症施策】

高齢化に伴い、認知症高齢者数の増加も推測される中で、区はできるだけ早い段階から医療や介護等の支援を開始するため、認知症サポート医とおとしより相談センターが専門チームを組んで支援を行っていることは評価するところである。

今後は、生きがいや生活の継続性という視点での取組みや、認知症高齢者が事故を起こした際の救済制度についても検討を進めるべきである。

## 【住まいと住まい方】

医療や介護サービスに加え、緊急通報システムや配食サービス、住宅改修等のサービスの組み合わせや地域での見守りによる重層的な支援の強化は、地域包括ケアシステムの構築における課題の一つである。区は高齢者見守りキーホルダー事業や緊急通報システム等の見守り支援を行っているが、見守りが必要な本人だけでなく家族や周囲の方への周知方法も検討し、普及に努めるべきである。

また、行政だけでは限界がある見守り支援においては、住民同士が支え合い、助け合う緩やかな見守り支援が重要な役割を果たすため、担い手を育成・確保する丁寧な仕組みづくりが求められている。居住の確保については、新たな住宅セーフティネット制度などにより空き家提供者と活用者のマッチングを図り、空き家バンクやリノベーションスクールなどの手法について研究・検討すべきである。

## 【基盤整備】

バリアフリー構造でケアの専門家等が日中常駐するとともに、生活相談、安否確認、緊急時対応のサービスが付いているサービス付き高齢者向け住宅が普及することは、高齢者が安心して生活できる環境づくりにつながるが、家賃が高く入居に対する課題がある。経済状況に関わらず安心して暮らせる住環境の整備が求められている今、高齢者の住まいを考える上で、都営住宅建て替え時に高齢者向け施設等の受け入れを区から都へ要望するほか、区の相談窓口において国・都・区の制度に関わらず情報提供ができるよう、情報の一元化に努めるべきである。



## 【シニア活動支援】

シニア世代の社会活動は就労や趣味活動など無数に挙げられるが、地域包括ケアシステムにおける支え合いも活動の一つと捉え、シニア活動を支援することで支え合いの担い手づくりにも貢献できると期待されている。区は老人クラブ運営の中心的役割の担い手育成に注力し、時代に合った老人クラブの存在意義や役割を確立できるよう支援策を検討すべきである。また、就労支援においては、シニア世代がスキルを生かせる場、就業先の立地という視点も含め求人企業開拓のあり方について研究し、求人企業の需要に見合った求職者とマッチングができる仕組みを検討するとともに、今後はシニア活動に対する意識啓発や関係事業との連携・拡充に対する課題にも取り組む必要がある。

## 【啓発・広報】

地域包括ケアシステムの構築を目指すに当たっては、区民が在宅医療や介護、住まいのあり方について理解することが重要である。広報いたばしや、区ホームページのほか、区の事業を活用しパンフレットを配布する等、周知・啓発に努めるべきである。

併せて内容のわかりやすさに加え、文字の大きさやレイアウトなど高齢者が見やすい工夫が必要である。さらに、高齢者が巻き込まれやすいオレオレ詐欺や契約等に関する相談窓口についても掲載すべきである。

## 結び

これまで述べてきたことに加え、区は、地域包括ケアの連携拠点としての役割を担うおとしより相談センターの圏域を地域センターと同一となるよう見直しを行ってきたが、地域の面積や高齢者人口、利便性等を考慮し、適正配置の推進・機能強化に、引き続き取り組む必要がある。

しかし、超高齢社会において、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望む高齢者は今後も増加することが予想され、日常生活圏域を単位とし、それぞれの地域の多様な主体の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が急がれている。平成30年度から始動する板橋区介護保険事業計画2020にうたわれている取組みにも期待するところではあるが、依然課題も多く残されていることから、次年度も引き続き調査し、議論が必要であることを申し添え、本年度の活動報告とする。